



～やまぐち・くらし安心ネット通信～
発行：山口県消費生活センター

令和4年6月10日
-258号-

消費生活トラブル情報

**投資信託などの金融商品は、
その場ですぐに契約しないで！！**

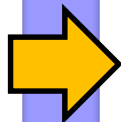


相談事例

昔から付き合いのある銀行から、
投資信託等の金融商品を紹介された。
「定期預金の代わりにする」と勧められた
ので、リスクがないものと思い契約した。



定期預金の代わりにするので
オススメです！



子供が帰省してきたときに、契約書面
を読んでもらうと、元本割れのリスクが
ある商品だったことがわかった。
預金のまま置いておけばよかったと
後悔している。

投資信託はよくわからないけれど、
付き合いの長い銀行さんだから
大丈夫かしら？



よく理解しないまま
契約するんじゃ
なかった…



アドバイス

- **投資信託などは、元本が保証されたものではありません。**
確実に元本が保証される商品を希望する場合は、契約を避けましょう。
- **その場で契約せず、商品のリスクや仕組みを十分理解してから契約しましょう。**
説明を受ける際には、家族などに同席をお願いしましょう。
- **家族や周囲の人の見守りも大切です。**
帰省の際などに見慣れない書類や困っている様子がないか確認するようにしましょう。

参考：独立行政法人国民生活センター発行「見守り新鮮情報第399号」

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

注意情報

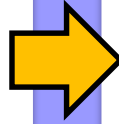
県内で、 架空料金請求詐欺被害が**連続発生**！



参考：山口県警察本部「防犯情報」

被害事例

自宅のパソコンでインターネットを利用中、画面上に「ウイルスに感染しています」というメッセージと電話番号が表示された。



画面上の電話番号に電話したところ、犯人から「セキュリティの修理費用として**電子マネーを購入する必要がある**」と言われた。



指示どおり、複数回にわたりコンビニで電子マネーを購入し、カード番号を相手に伝え、
合計42万5,000円の利用権をだまし取られた。



**「電子マネーの番号を教える」は詐欺です！
すぐに、家族や警察に相談をしましょう！**

お知らせ

「消費者啓発の標語」を募集中！



募集部門

- A 18歳から大人！成年年齢引き下げ啓発部門
- B エシカル消費啓発部門
- C 高齢消費者被害防止啓発部門

応募先・問い合わせ先

〒751-8501 山口市滝町1番1号
 山口県消費生活センター消費者教育・相談班
 電話 083-924-2421
 E-mail manaberu@pref.yamaguchi.lg.jp

応募締切

令和4年6月30日(木) (当日消印有効)

詳しくは、山口県県民生活課のホームページをご確認ください。

消費者ホットライン「188」御案内の流れ

郵便番号が**分かる**



→ を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が**分からない**



→

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど